

令和6年4月26日開催

令和6年度
燕市農業委員会第1回総会議事録

燕市農業委員会

燕市農業委員会第1回総会 議事録

1. 開催日時 令和6年4月26日（金曜日）
午前9時30分～午前9時58分
2. 開催場所 燕市役所 つばめホール
3. 出席委員（26名）

1番	山浦 博	11番	澁木 誠治	21番	片桐 正敏
2番	本田 繁	12番	山田 直子	22番	荻原 一郎
3番	三浦 哲郎	13番	江口 保	23番	山崎登美雄
4番	土田 喜七	14番	渡邊美代子	24番	小川 芳秀
5番	山上 忠	15番	江辺 耕一	25番	和田 正春
6番	澤口 隆行	16番	金山 吉夫	26番	笹川 勇雄
7番	笠原 久幸	17番	瀬戸 一義		
8番	藤田 浩介	18番	五十嵐博子		
9番	遠藤 忠夫	19番	明田栄以知		
10番	長谷川治仁	20番	阿部 恵作		

4. 欠席委員
欠席 0名
欠員 0名

5. 会議日程

- (1) 開会
- (2) 議事録署名委員の選任
- (3) 会長報告
報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知（合意解約）の報告
報告第2号 農地転用事実確認願について
報告第3号 農地の転用事実に関する照会について
- (4) 議事
議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第3号 農用地利用集積計画（案）の決定について

議案第4号 農地中間管理事業に伴う農用地利用集積計画（案）の決定について

(5) 閉会

6. 出席した事務局職員

局長 加藤 篤聡 次長 広瀬美佳子 主任 波多野見保

7. 総会議長

和田 正春 (会長)

8. 議事録署名委員

17番 瀬戸 一義 18番 五十嵐博子

9. 会議の概要

以下のとおり

議 長	<p>本日の総会の委員の欠席は、ありません。</p> <p>各委員は、総会に欠席する場合は、必ず事務局に報告くださるようお願い致します。</p> <p>なお、審議におきまして、発言をする場合には、必ず議長の許可を得てから議席番号を告げ、発言するようお願い致します。議事が閉会した後の協議事項等においては議席番号を告げる必要はありませんので、ご了承願います。</p> <p>総会は、現に在任する委員の過半数の出席により成立します。只今の出席委員は26名であります。よって、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、総会が成立している事を報告致します。</p>
議 長	<p>只今より、燕市農業委員会第1回総会を開会致します。</p> <p>それでは、日程2の議事録署名委員の選任についてであります。議長の指名に一任願えますでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声)</p>
議 長	<p>それでは、議長として次の2名を指名致します。</p> <p>議席番号17番 瀬戸 一義 委員及び</p> <p>議席番号18番 五十嵐博子 委員にお願いします。</p>
議 長	<p>次に、日程3の会長報告についてであります。</p> <p>会長報告第1号から第3号を事務局に一括して報告を求めます。</p>
事務局	<p>会長報告第1号「農地法第18条第6項の規定による通知（合意解約）」の報告であります。</p> <p>初めに小作権の解約であります。</p> <p>受付番号1番 新堀字内向野、他の田畑、計3筆、1,551㎡、所有権移転に伴う小作権の解約であります。</p> <p>受付番号2番 熊森字上川原の田、計2筆、317㎡、所有者の都合に伴う小作権の解約であります。</p>
事務局	<p>農協転貸の解約であります。</p> <p>受付番号3番 溝字大開の田、1筆、197㎡、中間管理事業移行に伴う利用権の解約であります。</p>
事務局	<p>次に、中間管理事業の解約であります。</p> <p>受付番号4番 三王渕字下谷地の田、計2筆、2,202㎡、耕作者の都合に伴う利用権の解約であります。</p>

事務局	<p>続きまして、会長報告第2号「農地転用事実確認願について」であります。</p> <p>受付番号1番 井土巻五丁目の田、計3筆、2,026㎡、転用目的は宅地分譲、現況地目は宅地、証明番号年月日は証第6号、令和6年3月22日であります。</p>
事務局	<p>続きまして、会長報告第3号「農地の転用事実に関する照会について」であります。</p> <p>受付番号1番 幸町の田、計4筆、1,020㎡、現況地目は非農地、宅地、転用許可等の有無は有り。昭和43年4月26日、新潟県指令農管第6579号、農地法第5条、工場、車庫、検査場。現状回復命令の有無は無し。用途地域であります。</p>
事務局	<p>受付番号2番 柚木字寺郷屋の畑、1筆、76㎡、現況地目は非農地、宅地、転用許可等の有無は無し。許可を得ることが必要であるが許可を得ていない。現状回復命令の有無は無し。用途地域であります。</p>
事務局	<p>受付番号3番 白山町三丁目の田、計2筆、151㎡、現況地目は非農地、宅地、転用許可等の有無は有り。昭和34年1月27日、新潟県指令第531号、農地法第5条、住宅。現状回復命令の有無は無し。用途地域であります。</p> <p>説明は以上です。</p>
議長	<p>事務局の報告が終わりましたので、質問等を受けたいと思います。質問等ありましたらお願い致します。</p> <p>(質問なし)</p>
議長	<p>ご質問が無いようですので、日程4の議事に入ります。</p>
議長	<p>それでは、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局に説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」であります。</p>

事務局	受付番号1番 柳山字前畑、他の田畑、計17筆、9,671㎡、契約内容は贈与、同世帯内での移転のため位置図は省略いたします。
事務局	受付番号2番 米納津字稲葉の畑、1筆、349㎡、契約内容は交換、位置図は議案資料の1頁をご覧ください。
事務局	受付番号3番 米納津字稲葉の畑、1筆、349㎡、契約内容は交換、位置図は議案資料の同じく1頁をご覧ください。受付番号2番との交換となります。
事務局	受付番号4番 三玉淵字塚田の田、1筆、2,010㎡、契約内容は売買、対価は10㎡あたり〇円、位置図は議案資料の2頁をご覧ください。
事務局	受付番号5番 新堀字内向野の田、1筆、1,308㎡、契約内容は売買、対価は〇円、位置図は議案資料の3頁をご覧ください。
事務局	受付番号6番 又新字塚田の田、1筆、743㎡、契約内容は贈与、位置図は議案資料の4頁をご覧ください。 以上、これらの案件は、地域調和等、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしていると判断されます。 説明は以上です。
議長	事務局の説明が終わりました。本件については、去る4月19日、第3事前審査委員会が開催されていますので、小川委員長より審査結果内容の報告をお願い致します。
小川委員長	4月19日、午前9時30分より、市役所3階301会議室で、第3事前審査委員会、出席委員12名による審査の結果、「農地法第3条の規定による許可申請」6件、異議がなかった事を報告致します。
議長	只今、小川委員長より、審査結果内容の報告がありました。これより審議をお願い致します。 (質疑なし)
議長	無いようですので、お諮り致します。本件については、委員長報告

議 長	<p>のとおり「許可」とする事で、ご異議ありませんか。 (異議なしの声)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって、本件については、委員長報告のとおり「許可」とする事に決しました。</p>
議 長	<p>次に議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題と致します。事務局に説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」であります。</p> <p>受付番号1番 吉田西太田字札木の畑、計7筆、2,438㎡、転用目的は宅地分譲12区画。契約内容は売買、令和6年9月30日完工予定。位置図・土地利用計画図は、議案資料5頁をご覧ください。</p> <p>業務の拡大を図るため、当該地を購入し、宅地分譲12区画を整備するものです。申請地は、第一種中高層住居専用地域に指定された用途地域内の農地であることから、農業上の土地利用との調整が整っていると考えられ第3種農地であると判断されるところであります。</p>
事務局	<p>受付番号2番 吉田下中野字筒免内の畑、他の畑、計2筆、443㎡、転用目的は宅地分譲2区画。契約内容は売買、令和6年6月30日完工予定。位置図・土地利用計画図は、議案資料6頁をご覧ください。</p> <p>業務の拡大を図るため、当該地を購入し、宅地分譲2区画を整備するものです。申請地は、第一種中高層住居専用地域に指定された用途地域内の農地であることから、農業上の土地利用との調整が整っていると考えられ第3種農地であると判断されるところであります。</p>
事務局	<p>受付番号3番 分水弥生町の畑、1筆、543㎡、転用目的は宅地分譲2区画。契約内容は売買、令和6年6月30日完工予定。位置図・土地利用計画図は、議案資料7頁をご覧ください。</p> <p>業務の拡大を図るため、当該地を購入し、宅地分譲</p>

事務局	<p>2区画を整備するものです。申請地は、第一種住居地域に指定された用途地域内の農地であることから、農業上の土地利用との調整が整っていると考えられ第3種農地であると判断されるところであります。</p>
事務局	<p>受付番号4番 八王寺字前畑の田畑、計12筆、2,701.23㎡、転用目的は集合住宅30戸及び駐車場44台。契約内容は売買、令和6年9月30日完工予定。位置図・土地利用計画図は、議案資料の8頁をご覧ください。</p> <p>業務の拡大を図るため、当該地を購入し集合住宅30戸、駐車場44台を建設するものです。申請地は、農振白地の集落内の農地で宅地に連担し、周辺の農地への影響もないことから、第3種農地であると判断されるところであります。</p> <p>説明は以上です。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりました。本件についても、第3事前審査委員会が開催されていますので、小川委員長より、審査結果内容の報告をお願い致します。</p>
小川委員長	<p>審査の結果、「農地法第5条の規定による許可申請」4件、異議がなかったことを報告致します。</p>
議長	<p>只今、小川委員長より、審査結果内容の報告がありました。これより審議をお願い致します。</p> <p>(質疑なし)</p>
議長	<p>無いようですので、お諮り致します。本件については、委員長報告のとおり「許可」とする事で、ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。よって、本件については、委員長報告のとおり「許可」とする事に決しました。</p>
議長	<p>次に議案第3号「農用地利用集積計画(案)の決定について」を議題と致します。事務局に説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第3号「農用地利用集積計画(案)の決定について」でありま</p>

事務局	<p>す。利用権設定であります。</p> <p>受付番号1番 杉柳字杉柳の田、計3筆、3,063㎡、設定期間は令和16年5月7日までの10年になります。以下、対価はお読み取り下さい。</p> <p>説明は以上です。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりました。本件についても、第3事前審査委員会が開催されていますので、小川委員長より、審査結果内容の報告をお願い致します。</p>
小川委員長	<p>審査の結果、農業経営基盤強化促進法による利用権の新規設定1件、異議がなかった事を報告します。</p>
議長	<p>只今、小川委員長より審査結果内容の報告がありました。これより審議をお願い致します。</p> <p>(質疑なし)</p>
議長	<p>無いようですので、お諮り致します。本件については、委員長報告のとおり、「決定」とする事で、ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。よって、本件については、委員長報告のとおり「決定」とする事に決しました。</p>
議長	<p>次に、議案第4号「農地中間管理事業に伴う農用地利用集積計画(案)の決定について」を議題と致します。事務局に一括して説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第4号「農地中間管理事業に伴う農用地利用集積計画(案)の決定について」であります。</p>
事務局	<p>はじめに公社借入の10年の農用地利用集積計画であります。利用権の設定を受ける者は全て新潟県農林公社です。議案につきましては、事前配布してございますので、一番目のみ読み上げさせていただきます。</p> <p>受付番号1番 東太田字上枯木、他の田、計6筆、5,727㎡、設定期間は令和16年3月31日までの10年、単価については記載のとおりですので、お読み取りください。</p>

事務局	28 ページをご覧ください。終期が違う 10 年の集積計画です。 受付番号 61 番 佐善字岡野の田、計 2 筆、6,000 m ² 、設定期間は令和 16 年 2 月 5 日までの 10 年になります。
事務局	終期が違う 10 年の集積計画です。 受付番号 62 番 吉田吉栄字苗代割の田、1 筆、396 m ² 、設定期間は令和 15 年 12 月 31 日までの 10 年になります。
事務局	10 年の公社借入は、62 件、315 筆、396,863 m ² となります。
事務局	9 年の集積計画であります。 受付番号 63 番 米納津字野附、他の田、計 2 筆、626 m ² 、設定期間は令和 15 年 4 月 5 日までの 9 年になります。
事務局	終期が違う 9 年の集積計画です。 受付番号 65 番 中島字上表の田、他の田、計 4 筆、6,778 m ² 、設定期間は令和 14 年 12 月 28 日までの 9 年になります。
事務局	9 年の公社借入は、3 件、7 筆、8,261 m ² となります。
事務局	7 年の集積計画であります。 受付番号 66 番 横田字狐山、他の田、計 7 筆、12,225 m ² 、設定期間は令和 13 年 3 月 31 日までの 7 年になります。
事務局	5 年の集積計画であります。 受付番号 67 番 小池字稲場付の田、1 筆、1,559 m ² 、設定期間は令和 11 年 3 月 31 日までの 5 年になります。
事務局	5 年の公社借入は、17 件、56 筆、73,112 m ² となります。
事務局	3 年の集積計画であります。 受付番号 84 番 中島字下表の田、他の田、計 10 筆、16,349 m ² 、設定期間は令和 9 年 3 月 31 日までの 3 年になります。
事務局	終期が違う 3 年の集積計画です。 受付番号 85 番 横田字大野の田、他の田、計 3 筆、8,387 m ² 、設定期間は令和 8 年 12 月 27 日までの 3 年になります。

事務局	3年の公社借入は、2件、13筆、24,736㎡となります。
事務局	続きまして、公社貸付の10年の農用地利用集積計画であります。 受付番号1番 東太田字上枯木、他の田、計6筆、5,727㎡、設定期間は令和16年3月31日までの10年であります。
事務局	49ページをご覧ください。終期が違う10年の集積計画です。 受付番号36番 佐善字岡野の田、計2筆、6,000㎡、設定期間は令和16年2月5日までの10年になります。
事務局	終期が違う10年の集積計画です。 受付番号37番 吉田吉栄字苗代割の田、1筆、396㎡、設定期間は令和15年12月31日までの10年になります。
事務局	10年の公社貸付は、37件、315筆、396,863㎡となります。
事務局	9年の集積計画であります。 受付番号38番 米納津字野附、他の田、計2筆、626㎡、設定期間は令和15年4月5日までの9年であります。
事務局	終期が違う9年の集積計画です。 受付番号40番 中島字上表の田、他の田、計4筆、6,778㎡、設定期間は令和14年12月28日までの9年になります。
事務局	9年の公社貸付は、3件、7筆、8,261㎡となります。
事務局	7年の集積計画であります。 受付番号41番 横田字狐山、他の田、計7筆、12,225㎡、設定期間は令和13年3月31日までの7年であります。
事務局	5年の集積計画であります。 受付番号42番 小池字稲場付の田、他の田、計7筆、6,963㎡、設定期間は令和11年3月31日までの5年です。
事務局	5年の公社貸付は、11件、56筆、73,112㎡となります。
事務局	次に、57ページをご覧ください。3年の集積計画であります。 受付番号53番 中島字下表の田、他の田、計10筆、16,349㎡、設

	<p>定期間は令和9年3月31日までの3年であります。</p>
事務局	<p>終期が違う3年の集積計画です。 受付番号54番 横田字大野の田、他の田、計3筆、8,387㎡、設定 期間は令和8年12月27日までの3年になります。</p>
事務局	<p>3年の公社貸付は、2件、13筆、24,736㎡となります。</p>
事務局	<p>なお、関係委員の案件として、公社貸付の受付番号1番に明田委員、受付番号2番に土田委員の案件があります。 説明は以上です。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりました。本件についても、第3事前審査委員会が開催されていますので、関係委員の案件である公社貸付の受付番号1番、2番を除いて、小川委員長より審査結果内容の報告をお願い致します。</p>
小川委員長	<p>審査の結果、農地中間管理事業の集積計画公社借入85件、関係委員の案件である2件を除く公社貸付52件、異議がなかった事を報告致します。</p>
議長	<p>只今、小川委員長より審査結果内容の報告がありました。これより審議をお願い致します。 (質疑なし)</p>
議長	<p>しばらくして無いようですので、お諮り致します。本件については、委員長報告のとおり、農用地利用集積計画を「決定」とする事で、ご異議ありませんか。 (異議なしの声)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。よって、本件については、委員長報告のとおり農用地利用集積計画を「決定」とする事に決しました。</p>
議長	<p>それでは、関係委員である、議席番号4番 土田喜七委員、議席番号19番 明田栄以知委員は退室願います。 (関係委員 退室 午前9時55分)</p>
議長	<p>関係委員の案件、公社貸付の受付番号1番、2番について、小川委</p>

	<p>員長より審査結果内容の報告をお願い致します。</p>
小川委員長	<p>審査の結果、受付番号1番、2番について、異議がなかったことを報告致します。</p>
議 長	<p>只今、小川委員長より審査結果内容の報告がありました。これより審議をお願い致します。</p> <p>(質疑なし)</p>
議 長	<p>無いようですので、お諮り致します。本件については、委員長報告のとおり「決定」とする事で、ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって、本件については、委員長報告のとおり「決定」とする事に決しました。</p>
議 長	<p>関係委員は、入室願います。</p> <p>(関係委員 入室・着席 午前9時57分)</p>
議 長	<p>退席された委員に報告します。関係委員の案件につきましては、「決定」とする事に決しました。ご協力ありがとうございました。</p>
議 長	<p>以上をもちまして、本日の議事日程は、全て終了致しました。なお、議案第3号、第4号の案件につきましては、<u>5月7日</u>の告示により効力が発生する事になります。</p> <p>これにて、燕市農業委員会第1回総会を閉会致します。</p> <p>(終了時刻 午前9時58分)</p>

本議事録は、燕市農業委員会会議規則第 14 条の規定によりこれを作成し、この次第に相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和 6 年 4 月 26 日

総 会 議 長 和田正春

議事録署名委員 瀬戸 下義

議事録署名委員 五十嵐 博子
